

1. はじめに

平成 28 年台風第 10 号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。

これを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を変更した。

また、平成 30 年 7 月の西日本を中心とした豪雨では記録的な大雨となり、岡山県、広島県、愛媛県等で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、豪雨災害では平成最大の 200 名を超える死者、行方不明者が発生する等、甚大な被害が発生した。この豪雨では、気象状況の悪化に伴い、多くの被災地では自治体から避難勧告が発令されるなど、避難行動を促す情報が出されたものの自宅に留まる等により、多くの方が亡くなるといった結果となった。

令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)では、1 都 12 県 309 市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において 142 箇所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。これら豪雨においても、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えず、また、警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル 4 の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化した。

このため、災対法を改正し、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル 5 を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。

	(変更前)		(変更後)
【警戒レベル 5】	「災害発生情報」	→	「緊急安全確保」
【警戒レベル 4】	「避難指示（緊急）」	→	「避難指示」
【警戒レベル 4】	「避難勧告」	→	「避難指示」
【警戒レベル 3】	「避難準備・高齢者等避難開始」	→	「高齢者等避難」
【警戒レベル 2】	「注意報」	→	「大雨・洪水・高潮注意報」
【警戒レベル 1】	「警報級の可能性」	→	「早期注意情報」
	※警戒レベル 1～2 は気象庁が発表		

避難情報を受け取る立場にたった情報提供の在り方について、避難情報を発令する際にはとるべき避難行動がわかるように伝達し、平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知する。また、近年の被災実績に捉われず、これまでになかった災害リスクにも対応できるような情報提供を行い、地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をする。

要配慮者の避難の実効性を高める方法として、要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）

により、災害計画を作成することとなっており、施設毎の規定については、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とする。

要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくことや、災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認していきたい。

躊躇なく避難情報を発令するための体制構築として、災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を市長が確実に把握できるような体制を構築し、いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築し、予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図りたい。

こうしたことから、本市では、災害時の避難情報の発令・伝達に関し、どのような状況において、どこの地区の住民に対して避難情報を発令するべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを策定するとともに、マニュアルに基づく訓練を実施し、手順等の検証、職員の習熟度向上を図り、自然災害に備える必要がある。

本市では、平成22年1月に本マニュアルを策定し、国のガイドラインの見直しにあわせて随時改訂している。令和3年5月の災害対策基本法改正に伴い、国の「避難情報に関するガイドライン」が示され、それを受けて「七尾市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を改訂し、名称も「七尾市避難情報判断・伝達マニュアル」と変更した。

なお、本マニュアルは、自然災害のうち洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮、津波に伴う避難を扱うものであり、竜巻、雷、急な大雨は、積乱雲の急な発達により発生するため、適時的確な避難情報の発令が困難であることから、それらへの居住者・施設管理者等の対処方法については、巻末資料で紹介しているので参照されたい。